

国住経法第 49 号
令和 6 年 4 月 1 日

公益社団法人 日本建築士会連合会会長 殿
一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会会長 殿
公益社団法人 日本建築家協会会長 殿

国土交通省住宅局 住宅経済・法制課長
(公 印 省 略)

「特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減の特例に係る
建築士等の証明事務の実施について」の一部改正について

現在、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 74 条の 3 に規定する特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減の特例の適用にあたっては、租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号）第 26 条の 3 の規定に基づき、市町村長等が当該家屋の証明を行うことが必要であり、その証明にあたって同法第 74 条の 3 第 2 項に規定する増改築等をしたことを確認するための書類について、標記通知により定めているところです。

今般、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 5 年法律第 58 号）による建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の改正により、建築基準適合判定資格者に係る制度が改正されたことを踏まえ、標記通知の別表 1（増改築等工事証明書）、別表 2（増改築等工事証明書（住宅ローン減税・買取再販用））について、別紙のとおり改正することとしましたので、十分留意するようお願いいたします。

なお、改正前の様式による増改築等工事証明書（別表 1・2）については、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人が証明する場合であって、建築基準法第 77 条の 58 第 1 項の登録を受けた者（建築基準適合判定資格者）が調査を行うときを除き、当分の間、使用することができます。

また、貴職におかれましては、貴団体会員の建築士に対しても本通知を周知いただくよう、お願いいたします。

なお、改正の内容については、関係省庁とも協議済みであることを申し添えます。